

無形文化財と無形民俗文化財

文化財用語解説-④

無形文化財と無形民俗文化財は、どちらも長い時間をかけて人から人へと受け継がれてきた「かたちのない文化財」です。それぞれの特徴として、無形文化財は歴史上または芸術上価値の高い芸能や技能などの磨き抜かれた技術（を持つ個人や集団）、無形民俗文化財は人々の生活と密着した風習、であると大まかに分けられます。無形文化財の中でも、国指定である「重要無形文化財」は、そうした技術を高度に体得した人物、例えば歌舞伎役者や落語家、伝統技術の継承者などの個人に対して国が各個認定することで、保持者はいわゆる「人間国宝」となります。無形文化財という枠組みと種別自体は継承者が交代しても変わるものではありませんが、その保持者である人間国宝は認定された個人が亡くなると解除され、他の誰かに引き継がれることはありません。大田区内にも令和5年3月現在、芸能分野や日本刀研磨技術などで人間国宝に認定されている方が在住しています。

一方、無形民俗文化財には舞や楽器の演奏を用いた行事である「民俗芸能」、芸能的な性格は持たず日常生活の中で地域文化に浸透し受け継がれてきた「風俗慣習」、地域で伝承されてきた生活用具・生産用具の製作技術である「民俗技術（国指定のみ）」という枠組みが設けられています。国の指定を受けた「重要無形民俗文化財」のうち、「民俗芸能」には五穀豊穰を願って舞う田楽や、神前で奉納される神楽などが該当しますが、特定の個人に対してではなく行事そのものが文化財として評価されるため、演目自体が成立していれば人間国宝ほど各演者・奏者（いわゆる「担い手」）の技量が問われることはありません（もちろん各分野・団体に「名人」と呼ばれる熟練者が所属していることはあります）。大田区の民俗芸能には、都指定の「厳正寺水止舞※」「六郷神社の流滴馬」、区指定の「六郷神社獅子舞」があります。いずれも毎年の祭事ごとに構成する演者が入れ替わっていくため、それぞれ保存会を設立し、担い手となる者に作法を伝える役割を果たしています。残る「風俗慣習」と「民俗技術」は、いずれも先に述べたように長い歴史の中で形成された地域の“しきたり”が文化財として価値付けされたものです。無形民俗文化財とされる分野は、それを扱う当事者にとってはごく当たり前の光景であることも少なくないため、客観的に見た視点が重要となります。既に着物や和食、温泉などは日本の伝統文化としてブランド化し、海外にも積極的に発信されていますが、今後は花見や盆踊りなどの何気ない季節の催事であったり、お辞儀や整列などの私たち日本人にとって当たり前である習慣も、「日本ブランド」として世界から評価され、伝統文化として位置付けられる日が来るかもしれません。

なお、区内の風俗慣習では都指定の「延命寺双盤念仏」、区指定の「椿神社除病習俗」があります。各文化財の詳細については資料紹介編をご参照ください。

※他にも「すいしまい」「みずとめのまい」「みずどめ(の)まい」などの呼び方がありますが、ここでは文化財名称を記しました。